

第4回米沢市農政審議会

日時 令和7年2月6日（木）
午後2時30分から
場所 米沢市役所 303会議室

次 第

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 協議
 - (1) 第2次米沢市農業振興計画（案）のパブリック・コメントの結果及び修正内容について
 - (2) 答申について
 - (3) その他
- 4 閉会

米沢市農政審議会設置条例

平成 15 年 3 月 26 日
条例第 15 号

(設置)

第 1 条 市長の附属機関として、米沢市農政審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議を行うものとする。

- (1) 本市における農業の振興に係る諸課題の検討及び基本計画等の策定に関すること。
- (2) その他本市における農業の振興に関し必要なこと。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから必要に応じ、市長が委嘱する。

- (1) 米沢市農業委員会の会長
- (2) 農業協同組合その他の農林業関係団体の代表者
- (3) 知識経験を有する者
- (4) 農林業関係行政機関の職員

3 委員は、当該諮問に係る調査及び審議が終了したときをもって、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長各 1 名を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 審議会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者等の出席等)

第 6 条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者若しくは知識経験を有する者に会議への出席を求め、又はこれらの者から意見若しくは説明を聴取し、若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

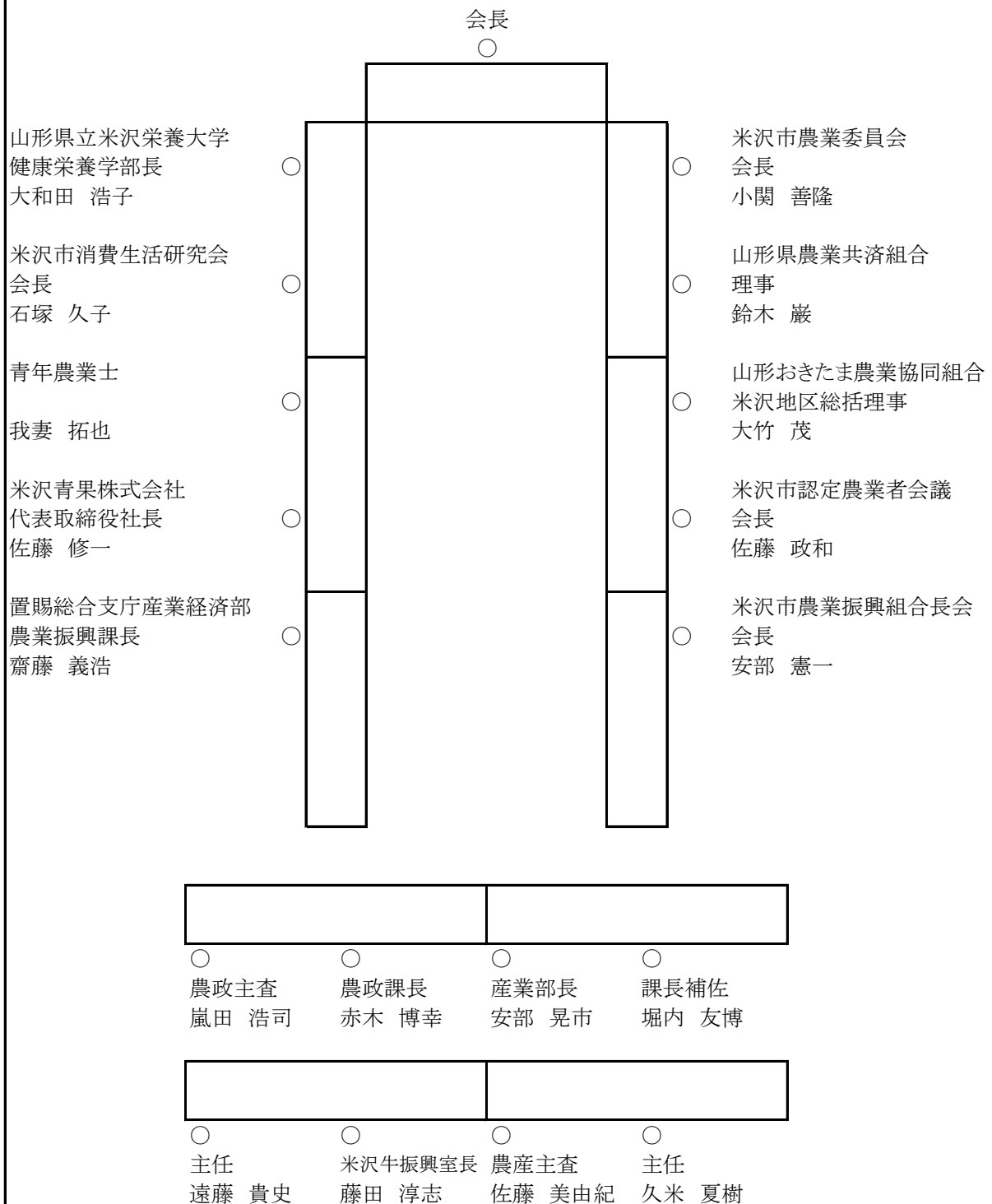
第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

第4回米沢市農政審議会 席次表

(敬称略)



米沢市農政審議会委員名簿

(敬称略、順不同)

[委員]

氏 名	備 考
二 宮 啓 一	米沢平野土地改良区 理事
安 部 憲 一	米沢市農業振興組合長会 会長
小 関 善 隆	米沢市農業委員会 会長
加 藤 英 樹	米沢商工会議所 会頭
大 竹 茂	山形おきたま農業協同組合 米沢地区総括理事
大和田 浩 子	山形県立米沢栄養大学 健康栄養学部長
石 塚 久 子	米沢市消費生活研究会 会長
佐 藤 修 一	米沢青果株式会社 代表取締役
齋 藤 義 浩	置賜総合支庁産業経済部 農業振興課長
山 下 亨	置賜総合支庁産業経済部 農業技術普及課長
鈴 木 巖	山形県農業共済組合 理事
佐 藤 政 和	米沢市認定農業者会議 会長
我 妻 拓 也	青年農業士

[事務局]

氏 名	所 属
安 部 晃 市	米沢市 産業部長
赤 木 博 幸	米沢市 産業部農政課長
堀 内 友 博	米沢市 産業部農政課 課長補佐
藤 田 淳 志	米沢市 産業部農政課 米沢牛振興室長
嵐 田 浩 司	米沢市 産業部農政課 農政主査
佐 藤 美由紀	米沢市 産業部農政課 農産主査
久 米 夏 樹	米沢市 産業部農政課 主任
遠 藤 貴 史	米沢市 産業部農政課 主事